

審 査 請 求 裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人代理人

関係保護の

実施機関

当該不服の 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」
処 分 等 という。）に基づく保護申請却下処分（以下「原処分」
という。）



平成22年4月19日付けで提起された行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による上記処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。


1 主文

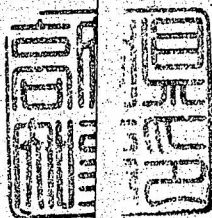
本件審査請求を容認し、が審査請求人に行った原処分は、これを取り消す。

2 理由

(1) 審査請求の概要

審査請求人 （以下「請求人」という。）は、平成20年9月17日に年金担保の借入れ（以下「年担」という。）を行ったことにより、その後生活困窮状態に陥ったとして、平成22年1月に保護申請するも、（以下「処分庁」という。）から年担による資産不活用を理由に原処分を受けた。

請求人は、年担は亡  の遺骨を納骨するための納骨堂の設置に消費したものであり、「社会通念上、やむを得ない状況にあったこと」、また、請求人の現状については、「真に急迫状況にあること」などを主張し、原処分の決定に不服があることから本審査請求を行ったものである。



(2) 審査請求の趣旨及び理由

ア 趣旨

処分庁が、平成22年2月17日付けで請求人に対して行った、原処分を取り消す旨裁決を求めるもの。

イ 理由

(ア) 急迫状況について

請求人の受給年金額は、現在年担による剰余金（ 円/月）のみであり、家計費として1ヶ月の最低支出額が電気、ガス、食費、家賃、医療費等で約7万円程になる。

従って、現在の収入（ 円/月）では到底生活できないため、請求人の急迫状況は明らかである。

(イ) 年担の利用が、社会通念上真にやむを得ない状況にあったことについて

亡夫の遺骨埋葬のため、納骨堂を建てる費用に充てるために年担を行ったものであり、「社会通念上やむを得ない状況」にあたる。

(ウ) 扶養義務者の援助について

これまで 世帯から援助を受けていたが、 世帯は生活保護世帯であり、 世帯への経済的圧迫を考えると援助の継続は困難。 世帯の自立を考慮すれば、請求人に対する保護開始が必要である。

(エ) 本件処分の瑕疵・不当性について

請求人は、年金満額受給（ 円/月）でも要保護状態であり、処分庁が保護の要否を判断することなく、資産不活用のみを理由に原処分した行為は不当である。

また、年担の利用が社会通念上真にやむを得ない事情によるものかどうかについて、処分庁は十分吟味することなく、年担の事実をもって申請を却下している。

さらに、請求人は生活に困窮し、急迫状態であるにもかかわらず、処分庁はこの点も十分吟味していない。

(3) 処分庁の弁明

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 請求人の主張にある納骨堂設置の事実に関して、請求人からの挙証資料の提示がないため、確認していない。

イ 請求人における保護の要否については、別紙資料1の要否判定表のとおり保護否である。

ウ 請求人は、過去の経歴から年担のリピーターである。

また、現在の年金受給額 円/月については、年担（ 円）により生じたものであり、仮に、納骨堂を設置する費用の負担が目的であったとしても、これにより、生活困窮状態に陥ることは明白であり、今回の年担による

目的が社会通念上真にやむを得ない状況であったとは言い難い。

当然、請求人の生活が最優先されることから、納骨堂を建てるにあたっては、生活費で賄える範囲の負担が適当である。

エ 年担（ 円）で納骨堂を建てる費用に充てたと主張する請求人に対して、挙証資料の提示を求めたが提示はなく、年担の用途については不明であり、資力不活用という判断をせざるを得ない。

(4) 請求人の反論

ア 請求人における、申請時の1ヶ月の収入は 円として認定すべきであり、請求人は要保護状態である。

イ 処分庁は、請求人の急迫状況について、立入調査等を行ったうえで十分吟味する必要があるにもかかわらず、これを怠っている。

ウ また、「要否判定から急迫状態とはいえない」とする弁明は、「急迫」の意味を取り違えている。「要否判定」は、保護基準額と収入認定額との対比で導かれる。「急迫状態」は、生活費や家賃、医療費等に著しく不足し、放置できない状態を示している。

エ 請求人から年担の理由に係る、挙証資料の提示がないため、用途が不明であることをもって却下理由としたことは不当である。事実の確認責任は処分庁にある。

(5) 事実認定

ア 請求人は、平成16年12月15日から平成18年6月15日までの間、年担を利用したこと。

イ 請求人は、平成17年3月15日から平成18年7月1日まで生活保護を受給したこと。

ウ 請求人は、平成20年9月17日付けで年担を利用し、 円の貸付けを受けたこと。

また、完済日は平成22年10月15日の予定であり、返済剰余金は2ヶ月毎に 円であること。

エ 請求人が、生活困窮を理由に平成22年1月13日付けで生活保護の申請を行ったこと。

オ 処分庁は、請求人の最低生活費（77,199円/月）と収入認定額（ 円/月）との対比により、要否判定を行ったこと。

カ 処分庁は、平成22年2月17日付けで、請求人からの保護申請を年担による資産不活用で却下処分としたこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、請求人が年担を利用したことで生活困窮に至り、請求人からの生活保護申請に対して処分庁が原処分を行った行為が、妥当であるといえるか否かである。

(7) 判断

以下のとおり判断する。

法第2条において、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。」されている。

法第4条においては、「保護は、その利用し得る資産、その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされている。

また、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成18年3月30日 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)(以下「課長通知」という。)年金担保貸付を利用している者への対応において、「過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、資産活用の要件を満たさないものと解し、原則として、生活保護を適用しないこととする。なお、申請者個々の状況により、必要に応じ、以下の事項を勘案した上で生活保護の適用判断すること。

- ・急迫状況にあるかどうか
- ・保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか」と規定されている。

これを本件についてみると、事実認定ア及びイにあるように、請求人は過去に年担を利用し、生活保護を受給している。

従って、事実認定ウ及びエにあるように、今回再度の年担利用により保護の申請を行った行為に対しては、原則として保護が適用されない。

一方、請求人の急迫性及び社会通念上のやむを得ない状況について、処分庁は、急迫性に関しては、要否判定(最低生活費77,199円/月、収入認定額■■■■円/月)の結果により、請求人は急迫状態ではないと判断している。また、年担利用が、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうかに関しては、請求人から納骨堂設置の費用に負担したことを証する資料が提示されないことで、処分庁は事実確認が困難であるとしている。

ところで、急迫性については事実認定ウのとおり、請求人の一ヶ月における年金受給額は■■■■円であり、最低生活費(77,199円/月)と比較すると明らかに生活費の不足が認められる。また、他に収入・資産はなく、扶養義務者の援助も期待できないことから、請求人は現在急迫状況にあると判断するものである。

さらに、処分庁は、請求人に係る急迫状況について、具体的に調査、確認した事実も認められない。

従って、処分庁が収入認定額を年金満額受給の■■■■円/月で急迫状況を判断した行為については錯誤があり、原処分は不当であると言える。

以上のとおり、本審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成22年6月25日

高知県知事 尾崎 正直

